

調布市家庭系ごみ詳細組成分析調査について

1. 詳細組成分析調査の目的

本調査は、家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックの組成を分析し、分別遵守率や資源化可能物の混入率、食品ロス等の排出状況を把握すると共に、資源物の排出構造（ごみ・資源に何割ずつ排出されているか）の分析等を加えることにより、一般廃棄物処理基本計画の進捗評価等の基礎資料等に活用することを目的とします。昨年度調査と比較するため、令和元年度から継続して令和2年度においても実施しました。

- 対象ごみ：家庭系ごみ ※小規模事業所の排出するごみも一部含む
- 対象地区：市内6地区からサンプリング
- 調査月：令和2年9月

2. 調査結果

全体の調査結果は下表のとおりです。

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | 燃やせるごみ | 燃やせないごみ | 容器包装プラスチック |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 可燃物 | 食品ロス | 食べ残し | 4.5% | 0.0% | 0.4% |
| | | 未利用食品(直接廃棄) | 5.2% | 0.4% | 0.7% |
| | 調理くず | | 38.8% | 0.0% | 0.4% |
| | その他可燃物 | 紙おむつ類 | 3.9% | - | 0.0% |
| | | リサイクルできない紙類 | 16.4% | 1.0% | 1.2% |
| | | 布類(リサイクル不可能品) | 0.9% | 0.2% | - |
| | | 草木類 | 6.8% | 5.3% | 0.1% |
| | | ゴム・皮革類 | 1.1% | 3.2% | 0.2% |
| | その他可燃物 | | 6.6% | 4.1% | 0.7% |
| | 可燃物小計 | | | 84.1% | 14.3% |
| 不燃物 | 容器包装非対象プラスチック | | 1.3% | 25.7% | 14.9% |
| | 金属類 | | 0.4% | 9.6% | 1.0% |
| | 小型家電類 | | 0.0% | 14.3% | 0.0% |
| | その他不燃物 | 紙パック(アルミ付) | 0.5% | 0.0% | 0.1% |
| | | その他不燃物 | 0.1% | 22.9% | 0.1% |
| 不燃物小計 | | | 2.3% | 72.6% | 16.1% |
| 資源物 | 古紙 | 包装紙・紙袋・紙箱 | 2.7% | 0.2% | 0.1% |
| | | その他雑がみ | 2.2% | 0.3% | 0.1% |
| | | その他古紙 | 2.3% | 0.5% | 0.2% |
| | 布類 | | 0.6% | 0.1% | 0.6% |
| | びん | | - | 0.7% | 0.6% |
| | カン | | 0.0% | 2.6% | 0.0% |
| | ペットボトル | | 0.1% | 0.0% | 1.7% |
| 資源物小計 | | | 7.9% | 4.4% | 3.4% |
| 容器包装プラスチック | フィルム・袋類 | | 2.1% | 0.5% | 29.8% |
| | レジ袋 | | 0.6% | 0.2% | 4.0% |
| | 食品トレイ | | 0.1% | - | 3.4% |
| | バック・カップ | | 0.8% | 0.4% | 26.4% |
| | その他ボトル | | 0.7% | 5.2% | 10.1% |
| | 発泡緩衝材類 | | 0.0% | 0.1% | 0.9% |
| | その他容器包装プラスチック | | 0.1% | 0.5% | 1.7% |
| 容器包装プラスチック小計 | | | 4.4% | 6.9% | 76.4% |
| 有害物 | | | 0.0% | 0.9% | 0.1% |
| 収集不適物(土・砂) | | | 0.3% | 0.2% | - |
| 指定ごみ袋 | | | 1.0% | 0.8% | 0.1% |
| 合計 | | | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

(注) 小規模事業所の排出するごみも一部含まれます。

構成比(%)の合算値は四捨五入の関係上、100%にならないことがあります。

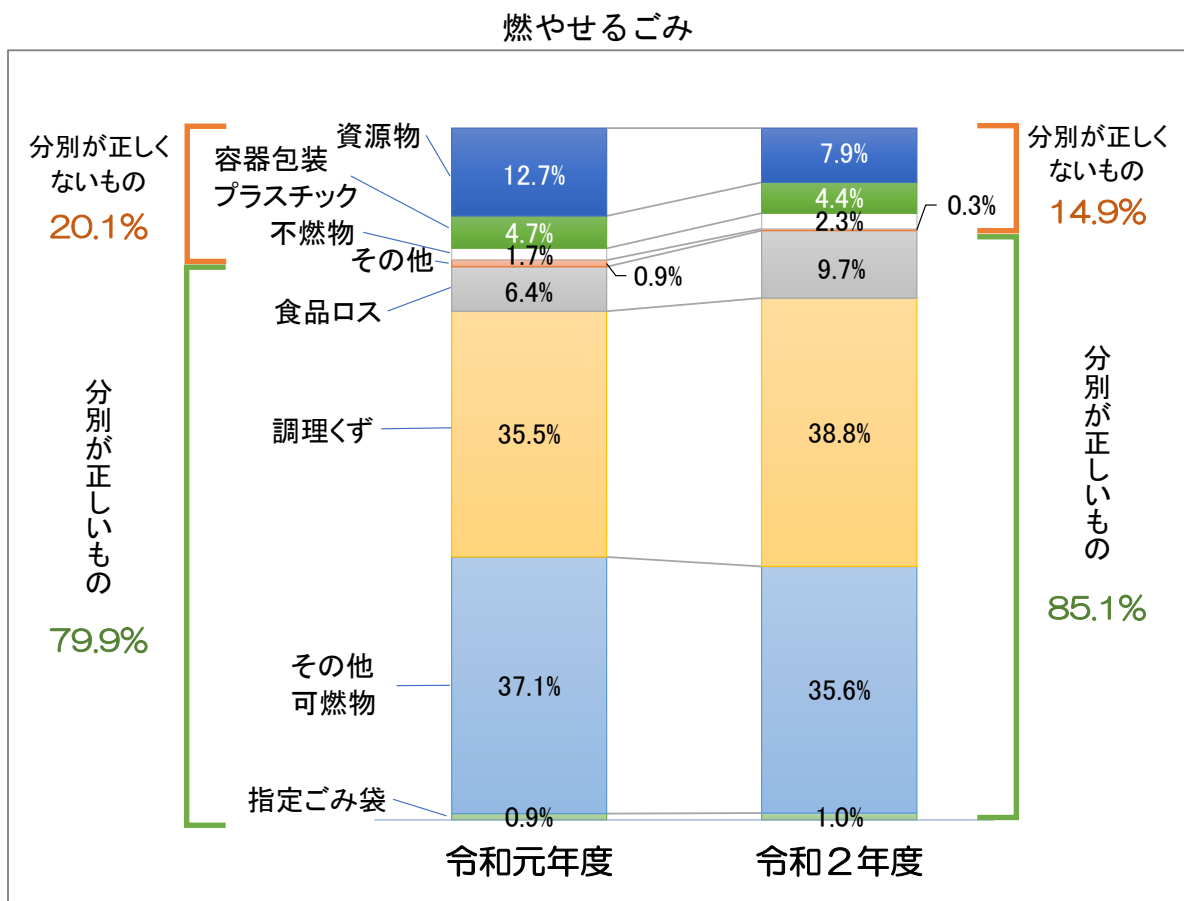
正しい分類

3. 令和元年度調査との比較

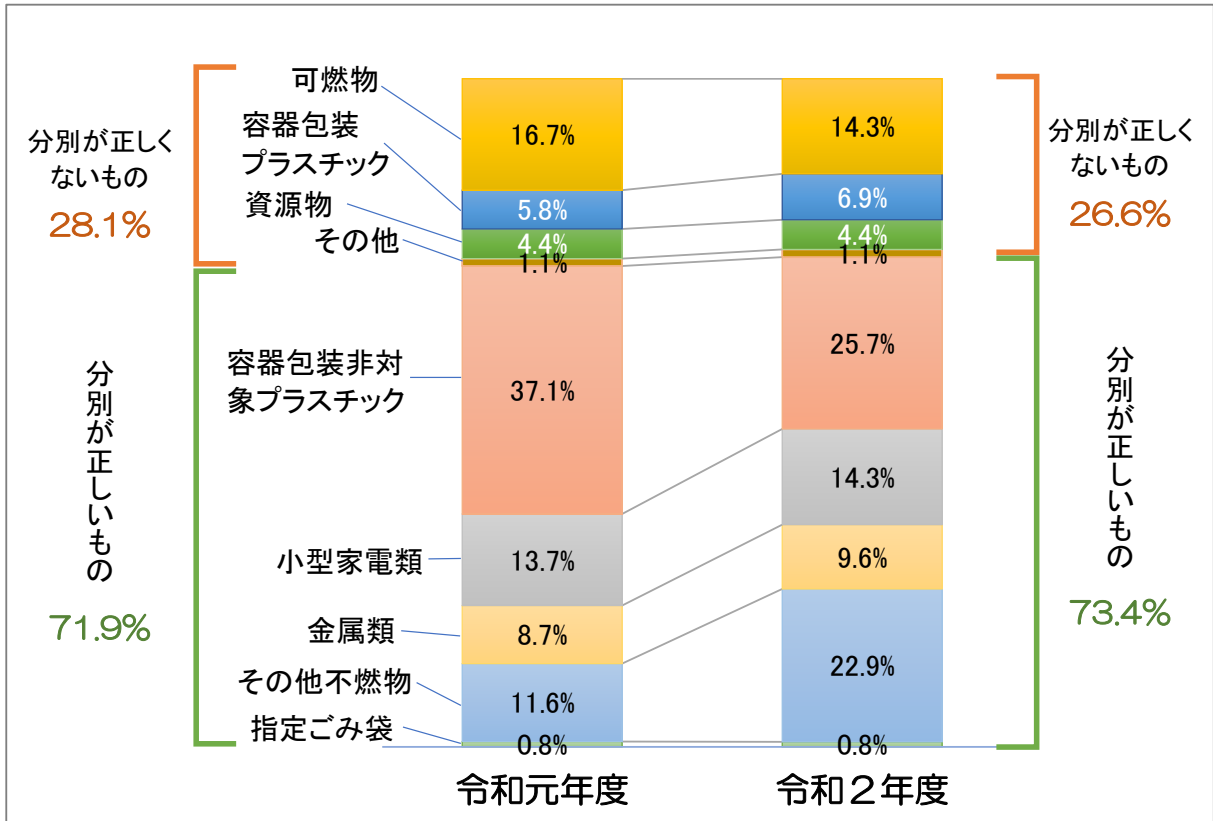
令和元年度調査との比較を下図に示します。

- 燃やせるごみ中の生ごみは新型コロナウイルス感染症の影響により家にいる時間が増えたことで「食品ロス」「調理くず」とともに令和2年度調査の方が多くなっています。食品ロス削減のための周知広報やフードドライブなどの取組を継続します。
- 燃やせるごみ，燃やせないごみともに「分別が正しくないもの」の混入量が少なくなっています。「ザ・リサイクル」や市報ちょうふでの積極的な広報活動によるごみの分別意識の向上が考えられます。今後も広報誌のほか，出前講座やSNSなど広報・周知を継続します。
- 容器包装プラスチックは，プラスチック製品など「不燃物」の混入が増え，「分別が正しいもの」の割合が減りました。一部の小規模事業所による混入の影響が大きいですが，家庭においてもプラスチック製品の混入がないよう一層の広報を図ります。
- 容器包装プラスチック中の「レジ袋」の組成比率は，レジ袋有料化の影響もあり令和2年度調査は昨年度の半分以下となりました。プラスチックごみについてはマイボトルやマイバッグを推奨するなど発生抑制を図ります。

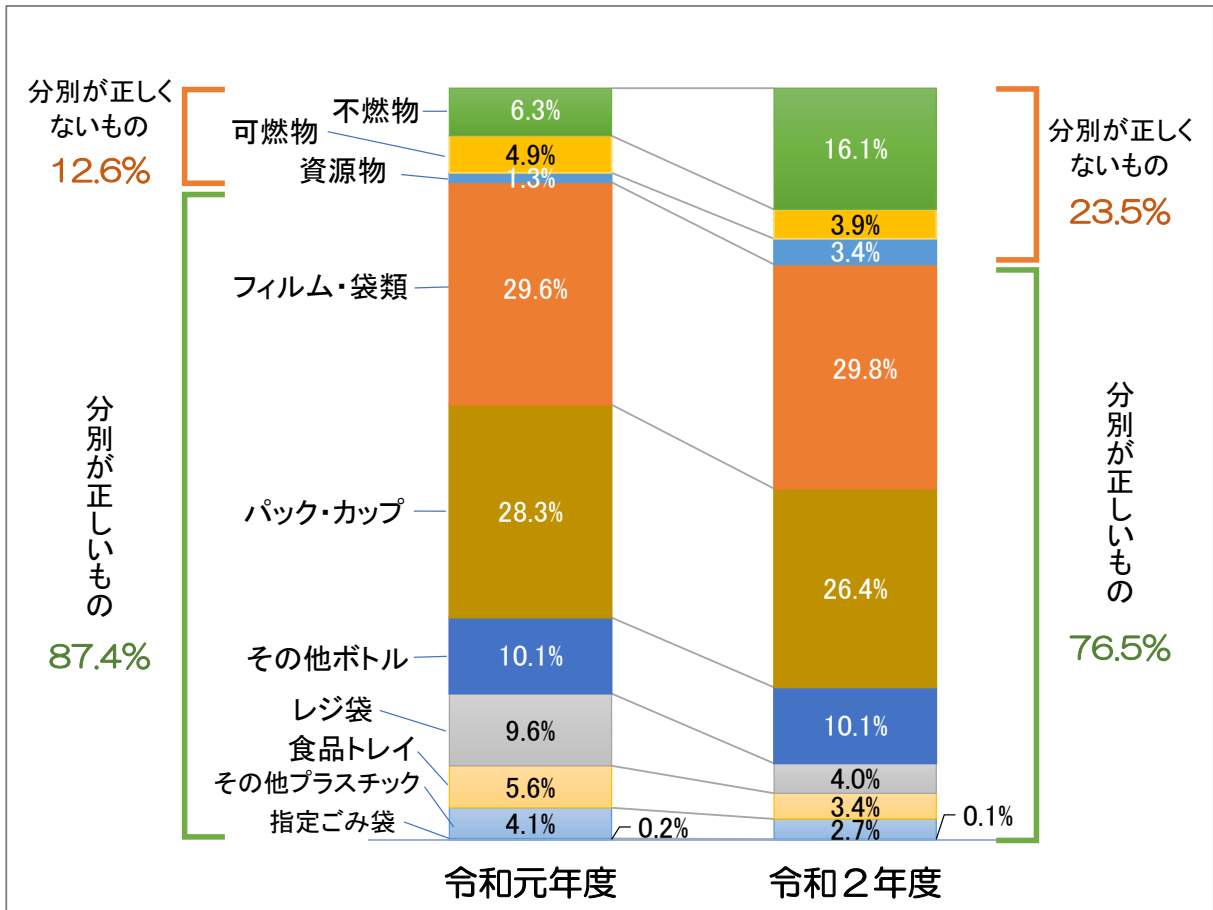
令和元年度結果との比較



燃やせないごみ



容器包装プラスチック



まとめ

○ごみに出される資源物比率は減少

- ⇒市では「ごみダイエット注意報」で市民 1 日あたりのごみ量増加の状況をお知らせし、古紙の分別徹底などを呼びかけ
- ⇒市民の一定のご理解・ご協力が得られたものと評価

○燃やせるごみ中の生ごみ比率は増加

- ⇒コロナ禍で「おうち時間」が増えたことが要因（調理くずの増加はやむを得ない面も）
- ⇒一方「食品ロス」が 1 割近く（9.7%）に達してしまったことを市民・行政で共有し、ともに削減に取り組むことが必要

○プラスチック分別徹底の発生抑制の必要

- ⇒「製品プラスチック」は燃やせないごみ中の比率が減少し、容器包装プラスチック中の比率が増加。分別徹底の呼びかけが必要
- ⇒「おうち時間」が増えていることから、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの発生抑制が必要

令和2年度一般廃棄物処理実施計画に対する取組実績について

第1回審議会

追加資料2 R3.6.24

講評

○令和2年度は、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に情報発信を図っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により機会を失った。しかしながら、特集記事の市報での広報や、ごみダイエット注意報、ザ・リサイクルジュニアを創刊するなど、幅広く情報発信の強化を図ったため、評価を「○」とした。
○実施計画に掲げた下表の10の取組について、すべて評価「○」を残すことができた。

| 基本計画事業番号 | 実施計画事業番号 | 事業名 | 計画実現のための取組 | 令和2年度の取組実績 | 評価 |
|----------|----------|----------------------|---|---|----|
| 1-3 | 取組1 | 店頭回収の利用の促進 | リサイクル協力店の店頭回収を市民が積極的に利用できるようなマップを作成する。 | 市民や大型店舗の事業者の3Rの意識を醸成するため、ごみ減量・リサイクル協力店における資源物回収事業は有用である。今後とも、回収推進を図るため広報活動を展開するとともに、協力店の拡大に努めていく。 | ○ |
| 1-8 | 取組2 | 家庭での生ごみ減量の推進 | 講習会やイベントを通じた啓発活動を行い、食品ロス対策を推進する。 | ごみ減量キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、水切りネットの配布を対面配布から市内施設での配架に変更して開催し、市報ちようふ9月20日号にごみ減量キャンペーンの特集記事を掲載し周知を図った。加えてごみ応募のあった減量啓発ポスター261点及びちようふエコ川柳281句の中から優秀賞を決定し受賞作品については市ホームページ、ごみリサイクルカレンダーやザ・リサイクルに掲載、ポスター及び看板を作成し市施設、取扱店等に掲出するなどし、食品ロス削減の啓発活動の一環とした。また、出前講座を実施（小学校8校、市内団体等3件）した。新たに「調布ごみダイエット注意報」の掲載を開始し、家庭での生ごみ減量を推進した。 | ○ |
| 2-1 | 取組3 | 事業者への排出指導、資源化の推進 | 事業者ごみアンケート調査を行い、商工会等と連携して排出抑制、資源化を呼びかける。 | 産業振興課及び調布市商工会に情報提供するなど連携し、事業者ごみアンケートを実施した。今後の事業者への排出指導、資源化の推進に向けた基礎資料とする。 | ○ |
| 2-1 | 取組4 | 事業者への排出指導、資源化の推進 | 枝・草・葉の資源化の調査及び研究を進める。 | コロナ禍で家庭から排出させるごみ量が増加している中、更なる資源化により減量につなげていくことが必要である。枝・草・葉の資源化に関する調査を多摩地区25市及び市内造園業者に実施し、集計や先例事例を報告書にまとめ、それを基に検討していく。 | ○ |
| 2-5 | 取組5 | 地域集団回収事業の拡大 | 社会状況に応じた地域集団回収方法について検討し、地域集団回収事業を推進する。 | ザ・リサイクル第86号（3月20日発行）で集団回収事業の紹介をした。また郵送による申請方法を再度、広報し登録団体の利便性を図った。登録団体の構成員の高齢化や新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、団体数及び回収量の減少は避けられないものの、今後も本事業の拡大を目指していく。 | ○ |
| 6-1 | 取組6 | 様々な機会・媒体を活用した情報発信の強化 | 東京2020大会等の機会を生かした情報発信を行う。 | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ様々なイベント等で情報発信を行っていく予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、今年度中のイベント等で情報発信する機会を失った。この状況を踏まえ、増加傾向となった家庭系ごみの減量を啓発する特集記事を市報ちようふ9/20号にて見開きで掲載、また、新たに「調布ごみダイエット注意報」を四半期毎にSNS等も活用して情報発信し、環境教育の一貫で「ザ・リサイクルジュニア」を創刊するなど、広報を充実させ情報発信の強化に努めた。 | ○ |
| 6-8 | 取組7 | 重点的な啓発の実施 | 家庭系ごみ等詳細組成分析調査を行い、対象品目ごとの啓発を行う。 | 家庭系ごみ等の54品目にわたる詳細な組成分析を平成30年度から継続して行い、ザ・リサイクルや市報による項目毎の広報啓発に努めた。 | ○ |
| 6-10 | 取組8 | ごみ減量及びリサイクル活動の支援の継続 | 事業者ごみアンケート調査を実施し、食品ロス対策及びごみ減量の調査・研究に取り組み、広報・周知による支援を行う。 | 事業者ごみアンケートを行い、今後の食品ロス対策及びごみ減量の調査・研究の基礎資料とし、広報・周知を行った。また、文化生涯学習課、調布市社会福祉協議会及び㈱パルコ調布店と食品ロス対策（削減）について協同し、仕組み（モデルケース）の構築を行った。 | ○ |
| 8-5 | 取組9 | 災害時における廃棄物処理体制の整備 | 国・都の動向を踏まえ、災害時における廃棄物処理体制について検討する。 | 安定的な市民生活の基盤となるごみの定期収集や処理体制を踏まえつつ、台風19号における災害ごみの収集・処理体制の確保を検討したが、災害ごみの一次集積場所の候補地として、関係各課と調整を行ってきた。基地跡地についてはスポーツ施設のためスポーツ振興課は難色を示している。また、関東村については物資の輸送拠点となる可能性があるため関係各所に確認と調整が必要と思われる。このことから災害時における廃棄物処理体制の整備について継続していく。 | ○ |
| 8-6 | 取組10 | 環境負荷の低減 | プラスチックごみ対策の検討を進める。 | 環境政策課と連携し令和2年4月1日から「CHOFUプラスチック・スマートアクション」を実施した。また、審議会にプラスチックごみ対策について諮問し、対策についての答申（建議）作成のため勉強会、審議を実施し検討を進めた。 | ○ |

令和3年度一般廃棄物処理実施計画について

※ 次ページより、令和3年3月31日に告示された令和3年度調布市一般廃棄物処理実施計画を示します。

※ 計画の概要は以下のとおりです。

【計画の概要】

1 収集・運搬計画 [合計 64,314トﾝ]

【令和3年度の収集・運搬量（一部抜粋）】

| 種類・分別の区分 | | 収集・運搬量 |
|-----------------------|------------|----------|
| 家庭系廃棄物 (小規模事業所を含む) | 燃やせるごみ | 29,148トﾝ |
| | 燃やせないごみ | 3,988トﾝ |
| | 資源物 古紙 | 9,215トﾝ |
| | 容器包装プラスチック | 4,292トﾝ |
| 家庭系廃棄物 | 粗大ごみ | 2,025トﾝ |
| | 集団回収 | 3,415トﾝ |
| 事業系廃棄物 | 事業系可燃物 | 6,620トﾝ |

※令和2年度の実際の収集・運搬量を基に算定している。

2 ごみ量等の目標（原単位（市民1人1日当たりの家庭系ごみ量））

一般廃棄物処理基本計画（改訂版）の目標値である令和4年度360グラムの達成に向けて、令和3年度は363グラムを目標にしています。

※審議会で設定した令和3年度の目標は366グラム

3 基本計画推進のための施策（個別計画）

令和3年度は、基本計画最終年度に向け、未実施又は平成30年度の改訂による強化すべきすべての個別計画内容について取り組むこととします。

調布市告示第145号

調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年調布市条例第24号。以下「条例」という。）第32条第1項の規定により，令和3年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので，告示する。

令和3年3月31日

調布市長 長友貴樹

- 1 目的 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物処理計画において，基本計画に当たる調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）（以下「基本計画」という。）を平成31年3月に策定した。その基本方針を「家庭系ごみの削減・更なるリサイクルの推進・適正かつ安定的な処理の確保」と定めており，それぞれの目標値を達成するために，市民，事業者，市民団体及び市が協働して廃棄物対策に継続して取り組む。

本計画は，一般廃棄物処理実施計画として，基本計画に基づき単年度の事業計画を定めるものである。

- 2 計画区域 調布市全域
- 3 計画期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 4 人口 調布市の人口見込み（令和3年10月1日時点）
238,405人

5 一般廃棄物の種類並びに収集・運搬計画及び処理計画

| 種類及び 分別の区分 | | 収集・運搬計画 | | | | 処理計画 | | | | | | | |
|---------------|------------------------|---------|------------|----------|-------|---------------------|---------|---------------------|-------------------------|------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|
| | | 収集・運搬量 | 主体 | 収集区域 | 収集回数 | 収集方法 | 中間処理 | | 最終処理 | | | | |
| | | | | | | | 主体 | 処理方法 | 主体 | 処理方法 | | | |
| ごみ | 家庭系廃棄物 (小規模事業所を含む。) | 燃やせるごみ | | 29,148 ト | 市委託業者 | 市全域 | 毎週2回 | 戸別収集 (※) | ふじみ衛生組合 (クリーンプラザふじみ) | 焼却 | 東京たま広域資源 循環組合 | (焼却残さ) エコセメント化 | |
| | | 燃やせないごみ | | 3,988 ト | | | | | 隔週1回 | ふじみ衛生組合 (リサイクルセンター) | 破碎・選別 | ふじみ衛生組合 (リサイクルセンター) | (破碎・選別残さ) クリーンプラザふじみ にて焼却 (資源物) 資源化 |
| | | 資源物 | 古紙 | 9,215 ト | | | | | 毎週1回 | 市 | 選別 | 民間業者 | 資源化 |
| | | | 布類 | 1,487 ト | | | | | | | | | |
| | | | 空き瓶 | 2,050 ト | | | | | | | | | |
| | | | 空き缶 | 708 ト | | | | | | | | | |
| | | | ペットボトル | 966 ト | | | | | 隔週1回 | | | | |
| | | | 容器包装プラスチック | 4,292 ト | | | | | 毎週1回 | | | | |
| | 小型電子機器等 | 7 ト | 市 | 随時 | 拠点回収 | 市 | | | | | | | |
| | 有害ごみ | | 100 ト | 市委託業者 | 市全域 | 随時 | 隔週1回 | 戸別収集 (※) | ふじみ衛生組合 (リサイクルセンター) | 選別 | 委託業者(野村興産) | 資源化 | |
| | 家庭系廃棄物 | 粗大ごみ | | | | | 2,025 ト | 戸別収集 (※) ・持込み | 市 | 破碎・選別 | (可燃系) 東京たま広域資源 循環組合 | (焼却残さ) エコセメント化 | |
| | | | | | | | | | | | (不燃系) ふじみ衛生組合 (リサイクルセンター) | (破碎・選別残さ) クリーンプラザふじみ にて焼却 | |
| | | | | | | | | | | | (鉄類) 民間業者 | 資源化 | |
| | (羽毛布団) 民間業者 | | | | | | | | | | 資源化 | | |
| 拠点回収(紙パック) | | 23 ト | — | | | | — | — | — | — | — | | |
| 集団回収 | | 3,415 ト | | | | | | | | | | | |
| 事業系廃棄物 | 事業系可燃物 | | 6,620 ト | | | | — | 持込み | ふじみ衛生組合 (クリーンプラザふじみ) | 焼却 | 東京たま広域資源 循環組合 | (焼却残さ) エコセメント化 | |
| | 事業系食品残さ | | 35 ト | — | 持込み | 株式会社アイル・クリーン テック | 堆肥化 | — | — | | | | |
| 動物死体 | | 536 体 | 市委託業者 | 市全域 | 随時 | 戸別収集 | — | — | 委託(慈恵院) | 火葬 | | | |
| し尿 | | 235 ト | | | | 戸別収集 ・持込み | 市 | 希釈放流方式 | 東京都 | 再生処理 | | | |

(※) 集合住宅における家庭系廃棄物の収集方法は、集積所収集とする。

備考 条例第34条第1項に規定する所定の場所は，次の表のとおりとする。ただし，調布市ふれあい収集実施要綱（平成16年調布市要綱第1号）に基づくふれあい収集の利用者にあつては，原則として当該利用者の住戸の入り口付近の当該住戸の敷地内又は当該利用者の住戸内とする。

| 区分 | 収集方法 | 排出場所 |
|---------|-------|-------------------------------|
| 戸建て住宅 | 戸別収集 | 各住戸の敷地と道路（私道を含む。）の境界付近の当該敷地内 |
| 集合住宅 | 集積所収集 | 当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所 |
| 少量排出事業所 | 戸別収集 | 各事業所の敷地と道路（私道を含む。）の境界付近の当該敷地内 |

注1 この表において「集合住宅」とは，共同住宅，長屋，寄宿舎その他これらに類する建築物をいう。

注2 この表において「少量排出事業所」とは，調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱（平成16年調布市要綱第3号）第7第4項の規定により，収集，運搬及び処分の実施の決定を受けた事業所をいう。

注3 戸別収集及び集積所収集の収集日は，全戸に配布する「調布市ごみリサイクルカレンダー」記載のとおりとする。

6 ごみ量等の目標（市民1人1日当たりの家庭系ごみ量）

| | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和元年度 |
|----|--------|---------------|--------|
| 目標 | 363グラム | 366グラム | 369グラム |
| 実績 | — | 見込み 392グラム | 378グラム |

※ 調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）目標値

| | 平成34年度 | 平成30年度 |
|----|---------|---------|
| 目標 | 360グラム | 385グラム |
| 備考 | 最終年度目標値 | 中間年度目標値 |

7 基本計画推進のための施策

平成25年3月に調布市一般廃棄物処理基本計画を策定し，平成25年度から令和4年度までの10年間の一般廃棄物処理に係る長期的な基本方

針や目標・具体的な取組等を定めた。また、平成31年3月に施策等について時点修正し調布市一般廃棄物処理基本計画を改訂した。

基本計画の基本的な考え方は、「ごみの発生抑制を最優先とし、資源循環型社会の構築を目指す」こととし、これには市民・事業者・市の協働による取組が必要である。市民においてはごみになるものを持ち帰らない、事業者としては過剰包装をしない、市は発生抑制に向けた施策を推進するなどの取組が必要である。

基本計画に掲げる個別計画について毎年度取組を実施してきたが、基本計画最終年度に向け、令和3年度及び令和4年度は未実施又は平成30年度末の基本計画改訂による強化すべき内容について取り組む期間とし、検討した結果、令和3年度は以下の10の取組を実施することとし、更なるごみ減量とリサイクルを推進する。

取組 1

| | | |
|--------------|----------------------------|---|
| 基本計画における個別計画 | | 発生・排出抑制計画 |
| 基本計画における事業番号 | | 1-4 |
| 事業名 | 事業者による自主回収の取組に対する支援策の調査・検討 | |
| 計画実現のための取組 | 市の取組 | ごみ減量・リサイクル協力店認定制度の改善や拡充を検討する。 |
| | 市民及び事業者の取組 | 市民はごみ減量・リサイクル協力店を積極的に利用し、事業者は自主回収を促進する。 |

取組 2

| | | |
|--------------|-----------------|----------------------------|
| 基本計画における個別計画 | | 発生・排出抑制計画 |
| 基本計画における事業番号 | | 1-6 |
| 事業名 | せん定枝チップ化支援事業の拡大 | |
| 計画実現のための取組 | 市の取組 | せん定枝の排出量の多い時期に集中的にPRを図る。 |
| | 市民及び事業者の取組 | 市民及び事業者はせん定枝チップ化を積極的に利用する。 |

取組 3

| | | |
|--------------|-----------------|----------------------------|
| 基本計画における個別計画 | | 発生・排出抑制計画 |
| 基本計画における事業番号 | | 1-6 |
| 事業名 | せん定枝チップ化支援事業の拡大 | |
| 計画実現のための取組 | 市の取組 | 事業拡大に向けて体制構築及び制度の見直しを検討する。 |
| | 市民及び事業者の取組 | 市民及び事業者はせん定枝チップ化を積極的に利用する。 |

取組 4

| | | |
|--------------|--|-----------|
| 基本計画における個別計画 | | 発生・排出抑制計画 |
| 基本計画における事業番号 | | 1-7 |

| | | |
|------------|----------------|--------------------------------------|
| 事業名 | 水切りネット輪〜ク事業の拡大 | |
| 計画実現のための取組 | 市の取組 | 水切り実証試験をはじめ，天日干しなど，生ごみの減量に係る情報を発信する。 |
| | 市民及び事業者の取組 | 市民及び事業者は，水切りをはじめ，天日干しなど，生ごみの減量に努める。 |

取組 5

| | | |
|--------------|------------------------|--|
| 基本計画における個別計画 | 資源化計画 | |
| 基本計画における事業番号 | 2 - 6 | |
| 事業名 | 国などへの働きかけによる拡大生産者責任の徹底 | |
| 計画実現のための取組 | 市の取組 | 社会状況に応じた対象品の拡大など拡大生産者責任の徹底を推進するため，事業者の取組を支援する。 |
| | 市民及び事業者の取組 | 事業者は拡大生産者責任の徹底を推進する。 |

取組 6

| | | |
|--------------|---------------|------------------------------|
| 基本計画における個別計画 | 収集運搬計画 | |
| 基本計画における事業番号 | 3 - 1 | |
| 事業名 | 現在の収集・運搬体制の維持 | |
| 計画実現のための取組 | 市の取組 | 社会経済状況等の変化に対応した収集・運搬体制を検討する。 |
| | 市民及び事業者の取組 | 市民及び事業者は，ごみの適正排出に努める。 |

取組 7

| | | |
|--------------|------------|--|
| 基本計画における個別計画 | 中間処理計画 | |
| 基本計画における事業番号 | 4 - 2 | |
| 事業名 | 情報収集の継続 | |
| 計画実現のための取組 | 市の取組 | ふじみ衛生組合リサイクルセンターの老朽化に伴う更新のため，特に「プラスチック資源循環促進法」などの国や都の施策動向の情報収集を行う。 |
| | 市民及び事業者の取組 | 市民及び事業者は，国や都の施策にあわせてごみの減量及び適正排出に努める。 |

取組 8

| | | |
|--------------|----------------|---|
| 基本計画における個別計画 | 啓発・推進計画 | |
| 基本計画における事業番号 | 6 - 1 1 | |
| 事業名 | 地域活動の支援策の調査・検討 | |
| 計画実現のための取組 | 市の取組 | 「ごみ減量・リサイクル協力店」，「調布エコ・オフィス」制度について，調布市商工会との連携の検討を行う。 |
| | 市民及び事業者の取組 | 事業者は，ごみの減量と資源化に努める。 |

取組 9

| | | |
|--------------|--------------|---|
| 基本計画における個別計画 | 啓発・推進計画 | |
| 基本計画における事業番号 | 6 - 1 3 | |
| 事業名 | 協働の仕組みづくりの検討 | |
| 計画実現のための取組 | 市の取組 | 促進員との連携拡充，及び，地区協議会や消費者団体連合会，その他事業者などとの連携の検討を行う。 |
| | 市民及び事業者の取組 | 事業者は，市と連携し，ごみの減量と適正排出に努める。 |

取組 1 0

| | | |
|--------------|------------|-----------------------------------|
| 基本計画における個別計画 | その他重要な事項 | |
| 基本計画における事業番号 | 8 - 4 | |
| 事業名 | ごみ処理コストの削減 | |
| 計画実現のための取組 | 市の取組 | 民間活力導入などによる，ごみ・資源物の処理コストの削減を検討する。 |
| | 市民及び事業者の取組 | 市民及び事業者は，ごみの減量に努める。 |

8 収集・運搬を行わない一般廃棄物等の品目及び処理（処分）の方法

| 品目 | 種類 | 処理及び処分の方法 |
|--|--|---|
| エアコン，テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式），電気冷蔵庫・電気冷凍庫及び電気洗濯機・衣類乾燥機 | 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物 | 購入した販売店や一般財団法人家電製品協会等に処理を申し込むこと。排出者はリサイクル料金等を負担すること。 |
| 廃パーソナルコンピュータ及びディスプレイ | 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づくもの | 製造業者，購入した販売店等に処理を申し込むこと。 |
| 廃棄自動車・二輪車（原動機付き自転車を含む。）及びその部品 | 国内自動車・二輪車メーカー及び輸入業者の自主的取組である自動車リサイクルシステム及び二輪車リサイクルシステムに基づくもの | 自動車の場合は使用済自動車を販売事業者，自動車整備事業者など，自治体の登録・許可を受けた引取業者に処理を申し込むこと。 二輪車の場合は廃棄二輪車取扱店又は指定引取場所に処理を申し込むこと。 |
| 農薬，試薬，毒物，劇物等の薬品類 | 危険性のあるもの | 製造業者，購入した販売店又は専門業者等に処分を依頼すること。排出者は処理費用等を負担すること。 |
| 医療系廃棄物（注射針，自己注射針（使い捨てペン型インスリン注入器，採血用穿刺針，血糖測定テスター等），自己注射以外の注射針（医療用注射針，点滴針等），血液や体液が大量に付着したもの等） | | |
| 消火器及び可燃性ガス等の圧力容器 | | |
| バッテリー（モバイルバッテリー，電子タバコを除く。）及び塗料（ペンキ） | | |

| | | |
|--|-------------------------------|---|
| 石油類（ガソリン，灯油，軽油，エンジンオイル及び機械油） | | |
| その他市長が認めるもの | | |
| ピアノ・エレクトーン・オルガン | 処理を著しく困難にし，又は処理施設の機能に支障が生ずるもの | 製造業者，購入した販売店又は専門業者等に処分を依頼すること。排出者は処理費用等を負担すること。 |
| 直径が8センチメートル，長さが40センチメートルを超える枝木，又は厚さが8センチメートルを超える木製品 | | |
| 瓦れき類（モルタル，コンクリート，ブロック，レンガ及びタイル），石（砂利，墓石，漬物石及び庭石），土砂及びセメント | | |
| 家屋の改装等に伴うごみ（柱，床材，畳，壁材，壁紙，断熱材，耐火ボード，石こうボード等の建築廃材及び建具，キッチン，風呂，洗面，トイレ，給湯器，ソーラーシステムなどの住宅設備等） | | |
| 耐火金庫及びFRP製品 | | |
| ボウリングの球及び粗大ごみより大きいごみ（最大辺又は径が2メートル50センチ以上のもの） | | |
| その他市長が認めるもの | | |

9 一般廃棄物処理施設一覧

(1) 中間処理施設

| | 施設名 | 処理能力 | 処理方法 | 運営主体 |
|--------------|----------------------|--|----------|-----------------|
| 可燃ごみ | クリーンプラザふじみ | 144トン/24時間×2基 | 焼却 | ふじみ衛生組合 |
| | 調布市深大寺東町7丁目50番地30 | | | |
| 不燃ごみ・粗大ごみ | ふじみ衛生組合 リサイクルセンター | 35.5トン/5時間×2基 破砕機 3トン/5時間 容器包装プラスチックと共用 | 破砕・選別 | ふじみ衛生組合 |
| | 調布市深大寺東町7丁目50番地30 | | | |
| 空き瓶 | 調布市クリーンセンター | 9.4トン/5時間 | 選別・積替・保管 | 市 |
| | 調布市野水2丁目1番地1 | | | |
| 空き缶 | 調布市クリーンセンター | 2.9トン/5時間 | 選別・圧縮・保管 | 市 |
| | 調布市野水2丁目1番地1 | | | |
| ペットボトル | ふじみ衛生組合 リサイクルセンター | 7.5トン/5時間 | 選別・圧縮・梱包 | ふじみ衛生組合 |
| | 調布市深大寺東町7丁目50番地30 | | | |
| 容器包装プラスチック | ふじみ衛生組合 リサイクルセンター | 不燃ごみ処理能力と準拠 | 選別・圧縮・梱包 | ふじみ衛生組合 |
| | 調布市深大寺東町7丁目50番地30 | | | |
| 事業系食品残さ(生ごみ) | 株式会社アイル・クリーンテック寄居工場 | 108トン/24時間 | 堆肥化 | 株式会社アイル・クリーンテック |
| | 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328 | | | |
| し尿 | 調布市クリーンセンター | | 希釈放流方式 | 市 |
| | 調布市野水2丁目1番地1 | | | |

(2) 最終処分施設

| | 施設名 | 処理方法 | 運営主体 |
|------------|------------------------------|---------|--------------|
| 焼却残さ(焼却灰) | 二ツ塚廃棄物広域処分場内エコセメント化施設 | エコセメント化 | 東京たま広域資源循環組合 |
| | 西多摩郡日の出町大字大久野7642番地(二ツ塚処分場内) | | |
| 廃乾電池及び廃蛍光管 | 野村興産株式会社イトムカ鉱業所 | 資源化 | 野村興産株式会社 |
| | 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1 | | |
| 動物死体 | 宗教法人慈恵院附属多磨犬猫霊園 | 火葬 | 宗教法人慈恵院 |
| | 府中市浅間町2丁目15番地1 | | |